

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第3項
【提出先】 近畿財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 甲立 亮
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】 該当事項なし
【提出日】 2026年2月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし
【提出形態】 該当事項なし
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ASAHI EITOホールディングス株式会社
証券コード	5341
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）/ 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	星野 和也
住所又は本店所在地	大阪市都島区善源寺町
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 豊岡 正梧
電話番号	03-6775-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年12月8日
訂正箇所	添付文書の委任状の差替え